

事例2

入院給付金のお支払い (入院日数の要件)

入院給付金をお支払いする商品（特約）はいくつかの種類がありますが、いずれもお支払いの要件となる入院日数を約款で定めています。被保険者が入院した日数が、この入院日数の要件を満たさない場合、入院給付金はお支払いできません。

お支払対象となる場合でも、商品（特約）によって免責日数の有無が異なり、お支払日数が相違します。

入院5日目から支払われるもの (継続して5日以上入院が条件)	・医療保障保険(団体型)
入院初日から支払われるもの (1日以上入院が条件。日帰り入院も含まれます。)	・新団体医療保険
入院初日から支払われるもの (5日以上入院が条件)	・団体定期保険災害保障特約 ・団体定期保険交通災害特約 ・総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約の例

お支払いする場合

災害によって8日間入院したケース



5日以上入院について、入院日数に応じた入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

災害によって4日間入院したケース



入院日数の要件(5日以上)を満たさないため、入院給付金はお支払いできません。

ご注意

日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。通院とは異なり、入院基本料の支払いの有無などを参考に、医療機関の診断書や領収書などを見て当社が判断します。